

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検項目	点検の種別		
			定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	
受配電設備	責任分界となる開閉器、電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○	○	必要の都度
		観察点検		※1 ○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		継電器動作特性試験		1回/3年	
	遮断器及び開閉器	外観点検	○	○	
		観察点検		※1 ○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		内部点検		R8のみ実施	
		絶縁油酸価測定		上記結果により必要の都度	
	母線、断路器、計器用変成器、電力用コンデンサ及び避雷器	外観点検	○	○	
		観察点検		※1 ○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		観察点検		※1 ○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏れ電流測定	○		
		内部点検		R8のみ実施	
		絶縁油酸価測定		上記結果により必要の都度	
		絶縁油耐圧試験		必要の都度	
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	
		観察点検		※1 ○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作特性試験		1回/3年	
		計器校正試験		必要の都度	
	蓄電池（原動機始動用を含み、開放した場所にあるものに限る。）	外観点検	○	○	
		液量点検	○		
		蓄電池電圧測定	○		
		セル電圧、電解液比重測定		※2 ○	
接地装置	外観点検	○	○		
	観察点検		※1 ○		
	接地抵抗測定		○		
構造物 （受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等）	外観点検	○	○		
	観察点検		※1 ○		

電気工作物		点検項目	点検の種別		
			定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、その他電気機器類、照明装置、配線、配線器具及び接地装置	外観点検	○	○	必要の都度
		観察点検		※1 ○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
	絶縁監視装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
非常用予備発電装置	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		始動試験	○		
	発電機、励磁装置及び接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
開閉器及びその他の電気機器	受変電設備に準ずる				
発電所	原動機及び付属装置（始動装置を含む。）	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		機関保護継電器試験		1回／3年	
	太陽電池、発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	蓄電池（開放した場所にあるものに限る。）	外観点検	○	○	
		液量点検	○		
		蓄電池電圧測定	○		
		セル電圧、電解液比重測定		※2 ○	
	遮断器、変圧器及び開閉器等	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		内部点検			
		絶縁油酸価測定		上記結果により必要の都度	
		絶縁油耐圧試験		上記結果により必要の都度	
	直交変換装置、配電盤及び制御装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
絶縁抵抗測定			○		
継電器動作特性試験			必要の都度		
計器校正試験			必要の都度		
接地装置	接地抵抗測定		○		

注1. 月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。

注2. 年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。

- 注3. 臨時点検とは、電気事故その他異常の発生した時や、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。
- 注4. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 注5. 外観点検とは、電気を止めない状態において梯子その他の器具を用いずに到達できる範囲の最も見やすい箇所から、主として目視（必要に応じ携帯計器の使用を含む。）により次の項目について点検を実施するものである。
- (a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - (b) 電線と他物との離隔の適否
 - (c) 機械器具、配線の取扱い状態及び過熱の有無
 - (d) 接地線等の保安装置の取り付け状態
- 注6. 観察点検とは、電気を止めて電気工作物を目視のほか触手により点検することをいう。
- 注7. 受配電設備の月次点検については、表に記載している項目の他、電圧・負荷電流測定、B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定を行う。
- 注8. 非常用予備発電装置の年次点検については、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験を行う他、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧の周波数（回転数）の異常の有無についての確認も併せて行う。
- 注9. ※1を付した項目は、電気工作物を目視のほか、電気を止めずに超音波式放電探知器、非接触温度測定器などの測定器を用いて実施することがある。
- 注10. ※2を付した項目は、セル電圧、電解液の比重測定のほか、温度測定も併せて行うものとする。

別表 第2

点検、測定及び試験の全部又は一部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検、測定及び試験
<p>消防用設備、昇降用設備等のように取扱いに法令で定める資格を要するもの及びオートメーション化された工作機械等のように電子機器を内蔵し、取扱いに特別の技術を要するもの</p>	<p>電源から各機器主開閉器までの電路の定期点検（点検、測定及び試験の基準）で実施可能なもの以外の点検、測定及び試験</p>
<p>移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線</p>	<p>常時電路に接続して使用されるものまたは点検時に現場に置かれてあるもの以外のものの点検、測定及び試験</p>
<p>密閉防爆機器や壁の中、密閉された天井裏、固定ボルト等で固定された機器の内部等のように構造上点検できない機器</p>	<p>外観点検および絶縁抵抗測定以外の点検、測定及び試験</p>
<p>広告塔、照明塔等の高所にあるもの及びその他点検困難なところにあるもの</p>	<p>点検現場において容易にできるもの以外の点検、測定及び試験</p>
<p>非常用予備発電装置の原動機及び非常用予備電源の蓄電池ならびにそれらの付属装置 発電所の原動機及び熱交換器等</p>	<p>定期点検（点検、測定及び試験の基準）で実施可能なもの以外の測定、試験ならびに分解整備及び排ガス測定等、機械設備に属するもの</p>